

# 滑川町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）第1期計画【概要】

## ■地球温暖化対策をめぐる国内外の動向

- 2015（平成27）年、地球温暖化対策の新たな国勢的な枠組みである「パリ協定」が採択され、国では約束草案として「2030（平成42）年の排出量を2013（平成25）年比で26%削減」する目標を国連事務局に提示している。
- 2016（平成28）年5月には、新たな目標の達成に向け「政府実行計画」を閣議決定し、国の事務及び事業に伴う温室効果ガスを、2013（平成25）年を基準として、2020（平成32）年までに10%削減する中間目標、2030（平成42）年までに40%削減する長期目標を定めている。
- 滑川町は、2016（平成28）年3月に「第5次滑川町総合振興計画基本構想・前期基本計画」を策定し、『住んでよかった 生まれてよかったまちへ 住まいるタウン滑川』をまちづくりの目標に掲げており、地球温暖化に関する具体的な対応として「地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、省資源、省エネルギーへの取組を促進していくこととしている。

## ■計画の法的根拠

- 「地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」は、地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づき、都道府県及び市町村（特別区を含む。）並びに地方公共団体の組合（一部事務組合、広域連合）に策定と公表が義務付けられている。
- また、同法第21条第10項に基づき、毎年1回、事務事業編に基づく措置の実施の状況（「温室効果ガス総排出量」を含む。）を公表する必要がある、事務事業編には「温室効果ガス総排出量」に関する数量的な目標を記載する必要がある。

## 第2章 基本的事項

### ■計画の目的

- 町の事務及び事業に伴い排出される温室効果ガスの削減目標と、目標達成に向けた具体的な削減策を定め、町の責務として着実な削減を図ることを目的とする。
- 本町職員一人ひとりの地球温暖化に対する意識を高め、日常の業務に際しての省エネルギー行動の実践を促すことを目的とする。
- 着実な温室効果ガスの削減につなげることで、町民や町内事業所に向けた率先的な模範を示し、環境にやさしい暮らし方や事業活動を広く町に普及することを目的とする。

### ■計画の期間

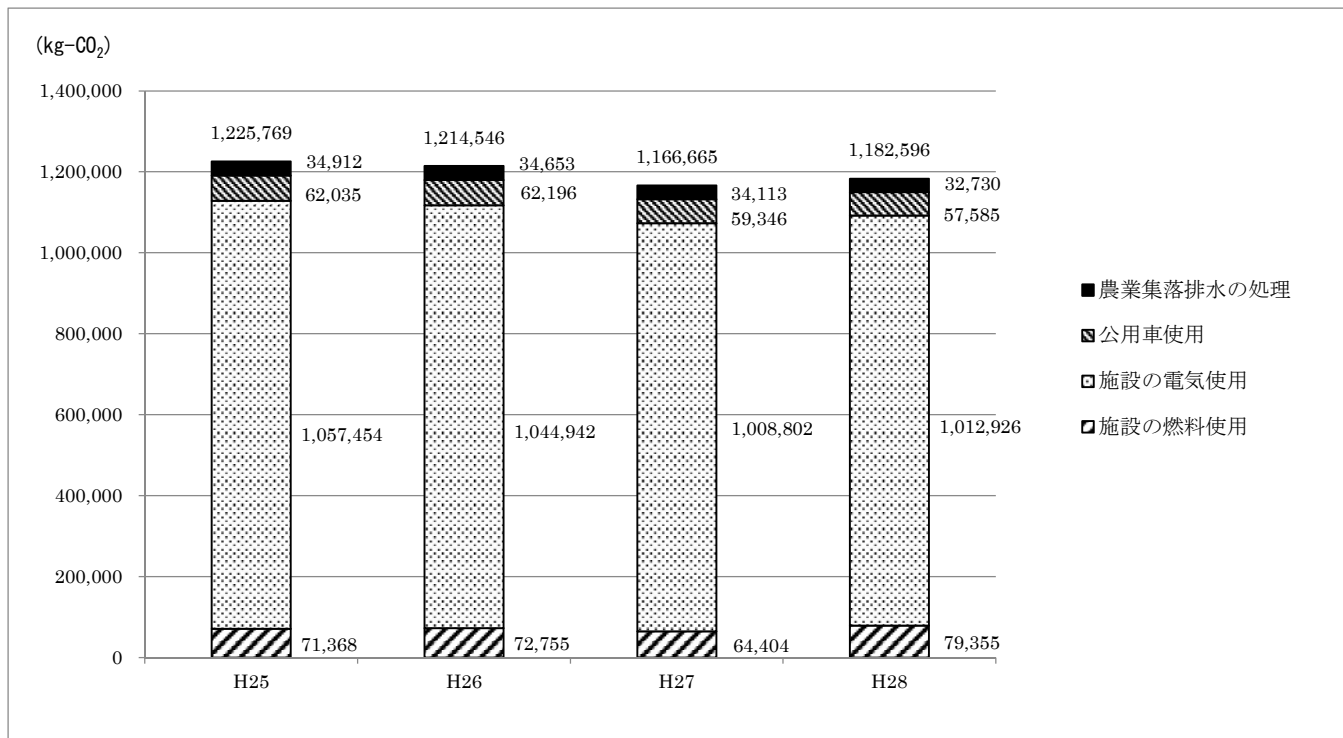
- 本計画は、国の長期目標を見据え、本町における地球温暖化対策の初動を担う第1期計画として位置付け、計画期間は2018（平成30）年度から2022（平成34）年度までの5年間とする。
- 2023（平成35）年度において、第1期目標の達成目標を検証・評価し、国の長期目標や社会情勢の変化等を踏まえつつ、新たな地球温暖化対策実行計画を策定する。

### ■計画の対象範囲

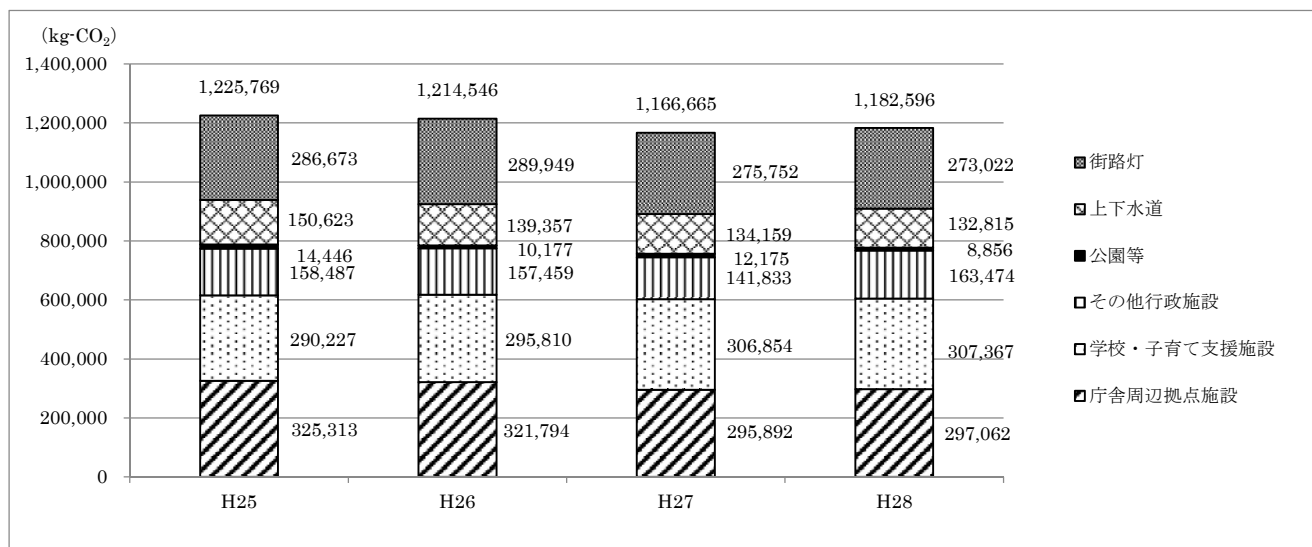
- 滑川町の事務及び事業に伴う、燃料の使用、電気事業者から供給された電気の使用、自動車の走行、農業集落排水施設におけるし尿及び雑排水の処理、自動車用エアコンディショナーの使用から排出される温室効果ガスを対象とする。
- 庁内各課局でエネルギー使用に関する管理を行っている施設を対象とし、民間へ管理委託している施設など、エネルギー使用量の把握が困難なものについては、対象より除外することとした。

### 第3章 温室効果ガス排出状況

- 町の事務及び事業に伴う温室効果ガス排出量は、基準年度 2013（平成 25）年度から 2016（平成 28）年度までに **43,173kg-CO<sub>2</sub>** 減少し、**3.5%** 減となっている。
- 活動別の温室効果ガス排出量をみると、施設の電気使用による排出量が特に多く、2016（平成 28）年度の総排出量に占める割合は **85.7%** となっており、基準年度以降、2015（平成 27）年度まで減少が続いたが、2016（平成 28）年度は前年度よりも増加している。



- 施設区分別では、各年度において庁舎周辺拠点施設、学校・子育て支援施設及び街路灯の排出量が多くなっており、2016（平成 28）年度の総排出量に占める割合をみると、学校・子育て支援施設が **26.0%**、庁舎周辺拠点施設が **25.1%**、街路灯が **23.1%** と、3施設で **74.2%** を占めている。



注) 庁舎周辺拠点施設：庁舎、図書館、エコミュージアムセンター、総合体育館、総合運動公園

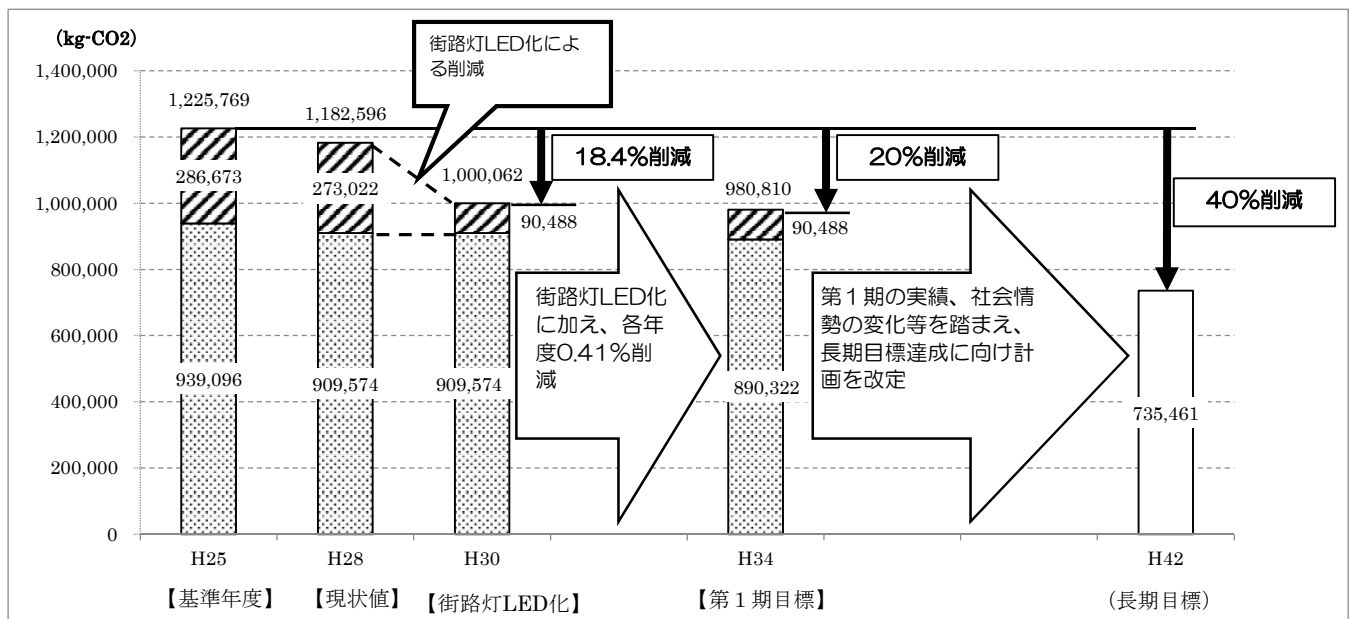
## 第4章 温室効果ガス排出量の削減目標

### ■目標設定の考え方

- ・本計画は、町における初めての「地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」であり、実効性のある目標を設定する上で、データや運用のノウハウなどにおいてまだ蓄積が乏しい状況となっている。
- ・したがって、本計画は、地球温暖化対策の初動を促すための助走期間として位置付けることとし、長期的な目標を見据えながら当初の5年間に於いて目指すべき町独自の第1期目標を設定し、着実な実績の積み上げの後に計画の改定を図り、次のステップにおいて、本格的な体制へと移行していくことを目指すこととする。

### ■目標の設定

- ・第1期の5年間に於いて、街路灯のLED化により基準年度排出量に対し18.4%の削減効果が見込まれ、それに加えた省エネルギー行動の徹底等により、「2022（平成34）年度において2013（平成25）年度比で20%削減」することを第1期の目標とする。
- ・20%削減を達成するためには、街路灯のLED化に加え、各年度において基準年度比0.41%の削減を図る必要があり、同数値を街路灯以外の各施設区分における各年度の削減目標とする。



### ■第1期目標及びその後のシナリオ

#### ■施設区分別の第1期目標

	実績排出量(kg-CO <sub>2</sub> )		各年度削減目標		第1期目標(H34)	
	基準年度 H25	現状値 H28	増減率 (対H25)	削減量 (kg-CO <sub>2</sub> )	排出量 (kg-CO <sub>2</sub> )	増減率 (対H25)
庁舎周辺拠点施設	325,313	297,062	-0.41%	1,334	290,393	-10.7%
学校・子育て支援施設	290,227	307,367	-0.41%	1,190	301,417	3.9%
その他行政施設	158,487	163,474	-0.41%	650	160,225	1.1%
公園等	14,446	8,856	-0.41%	59	8,560	-40.7%
上下水道	150,623	132,815	-0.41%	618	129,727	-13.9%
街路灯	286,673	273,022	-	-	90,488	-68.4%
全体	1,225,769	1,182,596	-	-	980,810	-20.0%

## 第5章 目標に向けた取組

### ●各職員の着実な省エネルギー行動を強化する。

- 空調設備の適切な温度設定や不要な照明の消灯など、職員一人ひとりのきめ細かな省エネ行動を徹底していく必要があり、全庁的な省エネルギー行動計画を定め、広く職員に普及啓発していくこととする。
- コミュニティセンターなど町民が利用する施設においては、利用者の省エネルギー行動を促すことも重要であり、各施設において、周知、広報等を積極的に行うこととする。

### ●高効率型の設備や機器を順次導入する。

- 照明や空調設備、給湯設備、OA 機器等の更新に際しては、高効率型の設備や機器への転換を順次進めることとする。
- 特に白熱灯などのLED 照明等への転換は、比較的安価で高い省エネルギー効果が得られるため、積極的に推進する。
- 公用車の更新に際しては、ハイブリッド車や電気自動車などへの転換を推進する。
- 大規模改修や新規施設の建設に際しては、外光採用やペアガラス等の断熱構造の採用、新エネルギーの導入など、環境配慮型の先進的な建築計画に努めることとする。

### ●エネルギー消費や排出状況の見える化を図る。

- 削減を効果的に進めていくためには、エネルギー消費や排出状況の見える化を図りながら、計画の進行管理を実施していくことが重要であり、本計画の推進に当たっては、各課局の推進委員との連携が必要不可欠である。

### ●長期的な対策を検討する。

- 庁舎周辺拠点施設については、集積立地のメリットを生かした集中管理システムなどの先進的な対策の導入も考えられ、将来的には ESCO 事業※等による総合的な対策を検討していく必要がある。

※ESCO 事業とは省エネルギー改修にかかる全ての経費を光熱費の削減分で補う事業である。

## 第6章 計画の推進・進行管理

- 滑川町地球温暖化対策実行計画推進委員会を設置し、推進委員会、推進部会及び事務局（環境課）との連携の下、組織的な取組を展開する。
- 推進委員会と推進部会及び事務局の連携のもと、PDCA サイクルに基づく進行管理を行い、毎年度の進捗状況の点検と評価の下、必要に応じて計画の見直し及び改善を図り、着実な温室効果ガスの削減に取り組むこととする。

